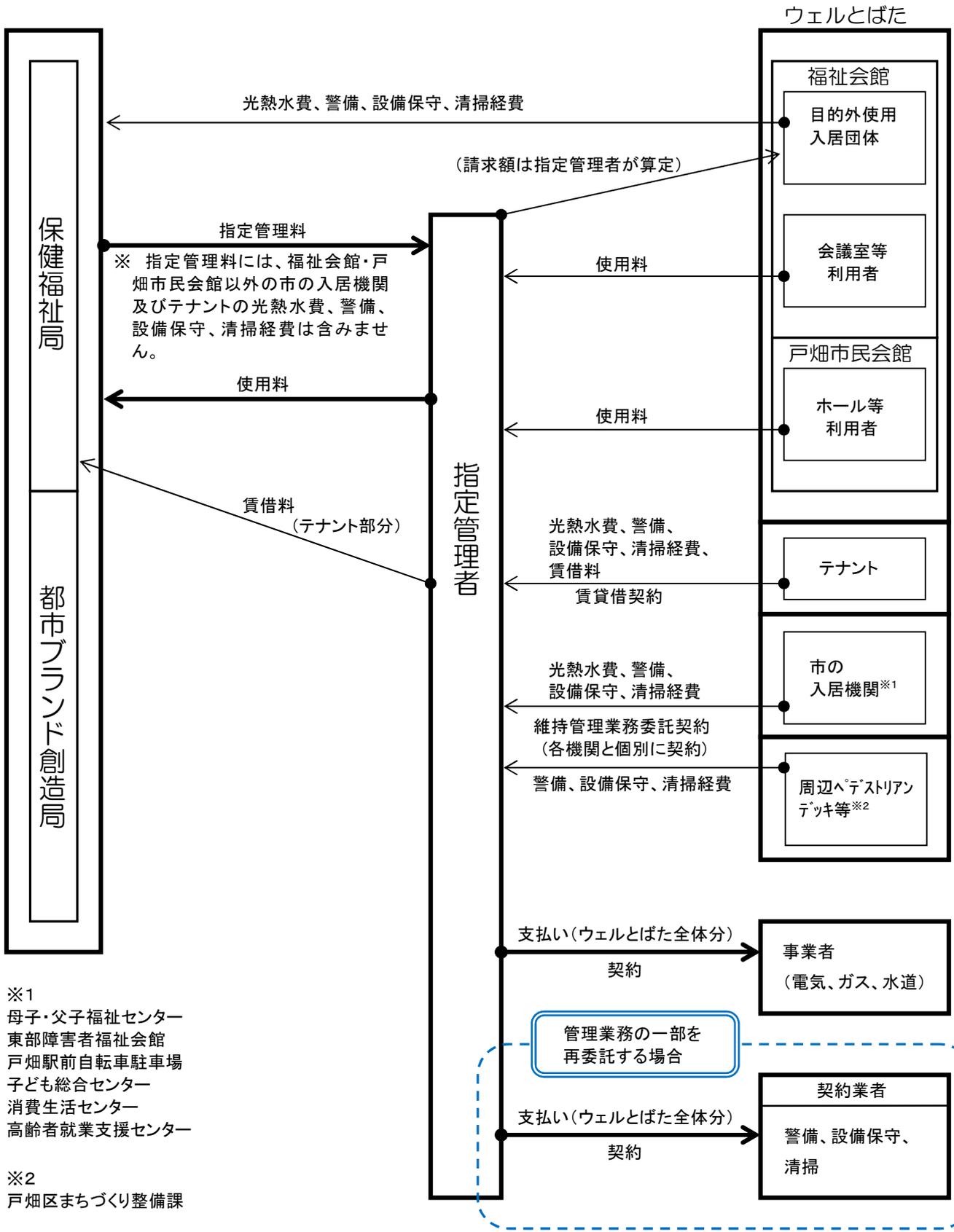


参考資料

ウエルとばたの管理に係る経費について
福社会館及び戸畑市民会館の5年間の光熱水費
ウエルとばた施設利用状況
関係法令等

ウェルとばたの管理に係る経費について



※1
 母子・父子福祉センター
 東部障害者福祉会館
 戸畑駅前自転車駐車場
 子ども総合センター
 消費生活センター
 高齢者就業支援センター

※2
 戸畑区まちづくり整備課

福祉会館及び戸畑市民会館の5年間の光熱水費

※平成31年度から令和5年度までの実績額

■平成31年度

	ウェルとばた全体	指定管理部分		
			福祉会館	戸畑市民会館
電気	66,528,860	36,638,705	19,269,553	17,369,152
ガス	23,218,531	12,786,885	6,725,062	6,061,823
水道	15,613,689	8,598,754	4,522,380	4,076,374
合計	105,361,080	58,024,344	30,516,995	27,507,349

■令和2年度

	ウェルとばた全体	指定管理部分		
			福祉会館	戸畑市民会館
電気	63,051,261	33,065,520	18,573,971	14,491,549
ガス	19,409,300	10,178,681	5,717,694	4,460,987
水道	13,454,847	7,056,030	3,963,600	3,092,430
合計	95,915,408	50,300,231	28,255,265	22,044,966

■令和3年度

	ウェルとばた全体	指定管理部分		
			福祉会館	戸畑市民会館
電気	51,200,979	26,563,444	14,283,159	12,280,285
ガス	24,208,122	12,559,352	6,753,161	5,806,191
水道	14,718,222	7,635,922	4,105,834	3,530,088
合計	90,127,323	46,758,718	25,142,154	21,616,564

■令和4年度

	ウェルとばた全体	指定管理部分		
			福祉会館	戸畑市民会館
電気	66,397,638	34,588,732	18,415,175	16,173,557
ガス	38,349,058	19,977,296	10,635,990	9,341,306
水道	15,126,038	7,879,655	4,195,159	3,684,496
合計	119,872,734	62,445,683	33,246,324	29,199,359

■令和5年度

	ウェルとばた全体	指定管理部分		
			福祉会館	戸畑市民会館
電気	78,149,755	43,299,801	23,167,914	20,131,887
ガス	31,398,543	17,396,735	9,308,266	8,088,469
水道	14,874,670	8,241,488	4,409,676	3,831,812
合計	124,422,968	68,938,024	36,885,856	32,052,168

ウェルとばた施設利用状況

			令和元年度	令和4年度	令和5年度	
来館者数			189,274	129,796	159,476	
駐車台数			85,083	73,096	73,999	
福祉会館	会議室 (8室)	利用件数	a	4,302	4,027	3,542
		利用者数	b	51,984	38,533	42,671
		延べ利用日	c	2,152	1,938	1,939
		延べ利用可能日	d	2,874	2,856	2,870
		延べ利用可能枠	$e=d \times 3$	8,622	8,568	8,610
		稼働率	$f=a \div e$	53.3%	47.0%	41.1%
		利用日数率	$g=c \div d$	74.9%	67.9%	67.6%
	多目的ホール	利用件数	a	696	677	682
		利用者数	b	39,960	23,190	28,107
		利用日	c	307	287	300
		利用可能日	d	357	353	356
		利用可能枠	$e=d \times 3$	1,071	1,059	1,068
		稼働率	$f=a \div e$	65.0%	63.9%	63.9%
		利用日数率	$g=c \div d$	86.0%	81.3%	84.3%
戸畑市民会館	大ホール	利用件数	a	499	543	505
		利用者数	b	65,298	44,812	51,781
		利用日	c	228	261	219
		利用可能日	d	311	308	312
		利用可能枠	$e=d \times 3$	933	924	936
		稼働率	$f=a \div e$	53.5%	58.8%	54.0%
		利用日数率	$g=c \div d$	73.3%	84.7%	70.2%
	中ホール	利用件数	a	565	506	456
		利用者数	b	30,554	23,927	26,329
		利用日	c	264	267	230
		利用可能日	d	311	309	317
		利用可能枠	$e=d \times 3$	933	927	951
		稼働率	$f=a \div e$	60.6%	54.6%	47.9%
		利用日数率	$g=c \div d$	84.9%	86.4%	72.6%
	ホール計	利用件数	a	1,064	1,049	961
		利用者数	b	95,852	68,739	78,110
		延べ利用日	c	492	528	449
		延べ利用可能日	d	622	617	629
		延べ利用可能枠	$e=d \times 3$	1,866	1,851	1,887
		稼働率	$f=a \div e$	57.0%	56.7%	50.9%
		利用日数率	$g=c \div d$	79.1%	85.6%	71.4%

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第十四条 （略）

② （略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十五条 （略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第一百九十九条第二項後段の規定を準用する。

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出す

- ること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
 - 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
 - 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
 - 五 会計を監督すること。
 - 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
 - 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
 - 八 証書及び公文書類を保管すること。
 - 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第百九十九条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑮ (略)

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定める

ものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 （略）

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（現金及び有価証券の保管）

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

- 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。
- 3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
 - 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
 - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎

等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

- 第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。
- 2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。
 - 3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。
 - 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができる。

きることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第百九十九条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十二 普通地方公共団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第百九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

○地方自治法施行令（抜粋）

(昭和二十二年五月三日)

(政令第十六号)

(指定納付受託者等の要件)

第百五十八条 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(契約保証金)

第百六十七条の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第百六十七条の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

○個人情報保護に関する法律（抜粋）

（平成十五年五月三十日）

（法律第五十七号）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（令三法三七・追加・一部改正）

○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

昭和47年3月30日

条例第4号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（昭49条例33・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

（昭55条例3・平12条例56・令元条例23・一部改正）

（設置）

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会福祉施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

（平15条例65・追加）

（使用又は利用の許可の取消し等）

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(平15条例65・追加)

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

(昭59条例8・平12条例14・平15条例9・平18条例44・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(昭59条例8・一部改正)

(利用料金)

第6条 別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の措置、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は第2項の措置及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4又は第16条第1項の措置に係る者を除く。)は、当該社会福祉施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第4の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(平12条例14・追加、平15条例9・平15条例65・平18条例18・平18条例44・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(平12条例14・追加、平15条例65・一部改正)

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、社会福祉施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることがで
きる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分違反し、又
はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(昭49条例33・平10条例50・一部改正、平12条例14・旧第6条線下・一部改正)

(指定管理者)

第9条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める
ときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭49条例33・平3条例23・一部改正、平12条例14・旧第7条線下、平15条例65・
一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社
会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しな
ければならない。

2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター（入所の機能を
有するものに限る。）の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長
が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があ
ると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い
当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたも
のを指定管理者として指定する。

(平15条例65・追加、平20条例35・平22条例21・平24条例14・平27条例33・令2
条例40・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平15条例65・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12条例14・旧第8条繰下)

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭59条例8・一部改正、平12条例14・旧第9条繰下・一部改正)

別表第1(第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
福祉会館	社会福祉活動を行う市民に対し、研修の機会を提供するとともに、社会福祉活動及び社会福祉に関する情報交換の場を提供することにより、市民の社会福祉活動の活性化に資する。	北九州市立福祉会館	北九州市戸畑区汐井町1番6号

別表第2(第4条関係)

施設の 種類	使用料								備考			
	—		9時～12時		12時～17時		17時～22時					
福祉会 館	多 目 的 ホ ー ル 及 び 会 議 室 使 用 料	—		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	<p>1 使用料は前納とする。</p> <p>2 多目的ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) Aは、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)の最高額が1人1回につき1,000円以下のとき。</p> <p>(2) Bは、入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。</p> <p>(3) Cは、入場料等の最高額が1人1回につき3,000円を超えるとき。</p> <p>3 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、規定使用料(多目的ホールについては、Aの使用料)の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときは、25割に相当する額とする。</p> <p>4 7時から9時まで又は22時から24時までの時間に施設を使用するときは、1時間又はその端数ごとに17時から22時までの時間区分の規定使用料の4割に相当する額の使用料を徴収する。</p>		
		A	円	円	円	円	円	円	円			
		B	5,600	6,800	9,400	11,300	11,300	13,600				
		C	8,500	10,200	14,100	16,900	16,900	20,300				
		31会議室	11,300	13,600	18,800	22,600	22,600	27,100				
		32会議室	2,400	2,900	4,000	4,800	4,800	5,700				
		81会議室	1,800	2,200	3,100	3,700	3,700	4,400				
		82会議室	800	900	1,300	1,500	1,500	1,800				
		83会議室	1,300	1,500	2,100	2,500	2,500	3,100				
		84会議室	1,300	1,500	2,100	2,500	2,500	3,100				
		111会議室	1,400	1,700	2,400	2,900	2,900	3,500				
		112会議室	1,400	1,700	2,400	2,900	2,900	3,500				
		設 備 ・ 器 具 使 用 料	多 目 的 ホ ー ル	映像設備	大型ビデオプロジェクター	1分又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額						
					その他の映像設備	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額						
音響設備				1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額								

	その他の設備・器具	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額	
	会議室 視聴覚設備	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額	
	その他の設備・器具	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額	
駐車場 使用料	普通駐車	駐車を開始したときから30分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに150円以下の範囲内で規則で定める額	
	回数券による駐車	普通駐車に係る使用料の額に11分の10を乗じて得た額以下の範囲内で規則で定める額	

○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

昭和47年4月1日

規則第27号

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平12規則60・一部改正）

（供用時間及び休業日）

第2条 社会福祉施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

（昭49規則43・平12規則60・平13規則60・一部改正）

（保育所及びへき地保育所の使用料の徴収）

第2条の2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号。以下「条例」という。）別表第2に規定する保育所及びへき地保育所の使用料のうち、子どもの保護者又は扶養義務者から徴収する額（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）第3条の利用者負担額の額
- (2) 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第4条第1項の利用者負担額の額
- (3) 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた子ども 零
- (4) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第6条第4項の利用者負担額の額

2 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第8条第2項の規定の適用がある場合における保育料の額は、前項第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定により定める利用者負担額の額とする。

3 保育料の滞納処分に関する事務のうち、次に掲げる国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限については、保育料の滞納処分に関する事務に従事する職員に委任する。この場合においては、当該職員に北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）第4条に規定する児童福祉措置費等徴収職員証を交付する。

(1) 滞納者の財産を調査するための滞納者等への質問又は検査に関すること。

(2) 滞納者等の住居等の捜索に関すること。

(3) 滞納者の財産の差押えに関すること。

(平27規則22・追加、令元規則27・一部改正)

(設備・器具使用料及び駐車場使用料)

第3条 条例別表第2の障害者体育施設の駐車場使用料並びに福社会館の設備・器具使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(平14規則79・追加、平16規則105・平24規則10・平27規則22・一部改正)

(設備・器具の額)

第4条 条例別表第4の子どもの館及び子育てふれあい交流プラザの設備・器具に係る規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(平13規則60・追加、平14規則79・旧第3条繰下・一部改正、平17規則112・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第5条 市長は、条例第6条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平12規則60・追加、平13規則60・旧第3条繰下・一部改正、平14規則79・旧第4条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第6条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(平16規則3・追加、平20規則49・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款又はこれに準ずるものの謄本

(2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

(3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

(4) 事業計画書に係る収支見積書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平16規則3・追加、平20規則65・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第8条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平12規則60・追加、平13規則60・旧第4条繰下、平14規則79・旧第5条繰下、平16規則3・旧第6条繰下・一部改正、平20規則49・一部改正)

(指定管理者の事業報告)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する社会福祉施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平16規則3・追加)

(雑則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12規則60・旧第3条繰下、平13規則60・旧第5条繰下、平14規則79・旧第6条繰下、平16規則3・旧第7条繰下)

別表第1(第2条関係)

社会福祉施設の名称	供用時間		休業日	備考
北九州市立福祉会館	多目的ホール、会議室及び交流サロン	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	
	駐車場	午前7時30分から午後11時まで		

別表第2(第3条関係)

設備・器具及び駐車場				使用料の額
福祉会館	多目的ホール	映像設備	100インチビデオプロジェクター	1台につき1分又はその端数ごとに300円。ただし、使用時間が120分を超える場合は、36,000円とする。
			液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,000円

		スライドプロジェクター(クセノン)	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
		スライドプロジェクター(ハロゲン)	1台につき1時間又はその端数ごとに380円
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに190円
		オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに380円
		資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
	音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに130円
		マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円
		マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
		ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円
		拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		コンパクトディスクミニディスクコンビネーションデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		カセットデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに250円
		その他の設備・器具	ポータブルステージ
	演台(大)		1台につき1時間又はその端数ごとに250円
	司会者台		1台につき1時間又はその端数ごとに130円
	賞状盆		1個につき1時間又はその端数ごとに30円
会議室	視聴覚設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,000円
		スライドプロジェクター(クセノン)	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
		スライドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに380円

	ー(ハロゲン)		
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに190円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに380円	
	デジタルビデオディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに700円	
	資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに750円	
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに130円	
	マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円	
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに30円	
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円	
その 他の 設 備・器 具	演台(中)	1台につき1時間又はその端数ごとに150円	
	賞状盆	1個につき1時間又はその端数ごとに30円	
駐車場	普通駐車	駐車を開始したときから30分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに150円	
	回数券に	150円11枚	1,500円
	よる駐車	150円100枚	12,000円

(設置)

第1条 優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大、新たな芸術文化の創造及び市民文化の向上に資するため、別表第1に掲げる施設(以下「芸術文化施設」という。)を設置する。

(使用の許可)

第2条 別表第2に掲げる芸術文化施設の施設及び設備(以下「芸術文化施設の施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせる芸術文化施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 芸術文化施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 芸術文化施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、芸術文化施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第4条 市は、芸術文化施設の施設等の使用につき、別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第6条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第7条 市長は、芸術文化施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該芸術文化施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該芸術文化施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 北九州芸術劇場及び北九州市立響ホールの指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該芸術文化施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平20条例31・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行う芸術文化施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化施設の維持管理に関すること。
- (2) 芸術文化施設の施設等の使用の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い芸術文化施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、芸術文化施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、芸術文化施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第13条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第7条、第8条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定の施行の前になされた同条の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、同条の規定によりなされたものとみなす。

(黒崎文化ホールの管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

3 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例(平成22年北九州市条例第1号)による改正後の別表第1に規定する北九州市立黒崎文化ホール(以下「黒崎文化ホール」という。)の管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第8条の規定にかかわらず、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第2項の規定に基づき黒崎文化ホールの整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

(平22条例1・追加)

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(平22条例1・旧第3項繰下)

付 則(平成20年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月23日条例第1号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第3項を付則第4項とし、付則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成24年規則第60号で平成24年7月1日から施行)

付 則(平成23年7月6日条例第16号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第61号で平成24年7月1日から施行)

付 則(平成24年6月26日条例第28号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第75号で平成24年8月3日から施行)

付 則(平成25年12月13日条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月17日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第16号で平成30年4月16日から施行)

付 則(平成30年6月22日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定、第3条の規定による改正後の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2 社会教育関係の表の規定、第4条の規定による改正後の北九州市市民センター条例別表第2の規定、第5条の規定による改正後の北九州市芸術文化施設条例別表第2の規定及び第6条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(令和元年7月12日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(令和2年3月31日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日条例第3号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

(平20条例31・平22条例1・平24条例28・平27条例5・一部改正)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
劇場	演劇を主とした舞台芸術の制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが演劇、音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州芸術劇場	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
音楽堂	音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州市立響ホール	北九州市八幡東区平野一丁目1番1号
漫画ミュージアム	本市にゆかりのある漫画家の作品の展示、業績の紹介等を行うとともに、漫画等に関する人材の育成及び漫画等を通じた市民の交流の場の提供を行うことにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州市漫画ミュージアム	北九州市小倉北区浅野二丁目14番5号
市民会館	演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。	北九州市立黒崎文化ホール	北九州市八幡西区岸の浦二丁目1番1号

	北九州市立門司市民会館	北九州市門司区老松町3番2号
	北九州市立若松市民会館	北九州市若松区本町三丁目13番1号
	北九州市立戸畑市民会館	北九州市戸畑区汐井町1番6号
	北九州市立大手町練習場	北九州市小倉北区大手町11番4号
	北九州市立旧百三十三銀行ギャラリー	北九州市八幡東区西本町一丁目20番2号

別表第2(第4条関係)

(平20条例31・平23条例16・平24条例28・平25条例41・平27条例5・平30条例10・平30条例43・令元条例3・令2条例8・令4条例3・一部改正)

施設の 種類	使用料								備考
	ホール 使用料	区分	10時～12時		13時～17時		18時～22時		
平日			土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
劇場	大ホール	A	円 22,800	円 27,360	円 54,720	円 65,640	円 68,400	円 82,080	<p>1 ホール使用料のA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) Aは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。</p> <p>(2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。</p> <p>(3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超えるとき。</p> <p>2 仕込みのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 リハーサルのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の10割に相当する額とする。</p> <p>4 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、Aの使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者</p>
		B	34,200	41,040	82,080	98,520	102,600	123,120	
		C	45,600	54,720	109,440	131,280	136,800	164,160	
	中劇場	A	12,240	14,760	29,400	35,280	36,720	44,040	

								<p>が使用するとき は、25割に相当 する額とする。</p> <p>5 大ホール又は中 劇場の使用に当 たり、ホワイエ の一部を使用す るときは、1時間 又はその端数ご とに大ホール又 は中劇場の使用 料に900円を加算 する。</p> <p>6 2日以上継続し て使用する場合 においては、期 間中の利用しな い規定時間区分 の使用料の額 は、Aの使用料の 額の5割に相当す る額とする。</p> <p>7 規定時間区分以 外の部分の使用 料の額は、次の 各号に掲げる時 間の区分に応 じ、当該各号に 定める額とす る。</p> <p>(1) 7時から9時 まで又は22時 から24時まで 1時間又はその 端数ごとに18 時～22時に係 る規定使用料 の額の5割に相 当する額</p> <p>(2) 9時から10 時まで 10時 ～12時に係る 規定使用料の 額の5割に相当 する額</p> <p>(3) 12時から13 時まで 13時 ～17時に係る 規定使用料の 額の2割5分に 相当する額</p> <p>(4) 17時から18 時まで 18時 ～22時に係る 規定使用料の 額の2割5分に 相当する額</p>
		B	18,360	21,960	44,040	52,920	55,080	66,120
		C	24,480	29,400	58,800	70,560	73,440	88,080
	小劇場	A	4,080	4,920	9,840	11,760	12,240	14,640
		B	6,120	7,320	14,640	17,640	18,360	22,080
		C	8,160	9,720	19,560	23,520	24,480	29,400
器具 使用 料	照明器具			1時間又はその端数ごとに1,500円 以下の範囲内で規則で定める額				1
	音響器具			1時間又はその端数ごとに780円以 下の範囲内で規則で定める額				2
	映写機			1時間又はその端数ごとに1,950円 以下の範囲内で規則で定める額				

		ピアノ	1時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額						
		舞台器具	1時間又はその端数ごとに3,900円以下の範囲内で規則で定める額						
		録音・録画機器	1時間又はその端数ごとに4,800円以下の範囲内で規則で定める額						
		展示用パネル	1回ごとに120円以下の範囲内で規則で定める額						
	設備使用料		1時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額						
音楽堂	ホール使用料	区分	9時～12時		13時～17時		18時～22時		<p>1 ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) Aは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。</p> <p>(2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。</p> <p>(3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超えるとき。</p> <p>2 仕込みのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 リハーサルのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の10割に相当する額とする。</p> <p>4 ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとにホールの使用料に900円を加算する。</p> <p>5 2日以上継続して使用する場合には、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、Aの使用料の</p>
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	大ホール	A	円 26,040	円 31,200	円 41,640	円 50,040	円 52,080	円 62,520	

								<p>額の5割に相当する額とする。</p> <p>6 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 7時から9時まで又は22時から24時まで1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額</p> <p>(2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額</p> <p>(3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額</p>
	B	39,120	46,920	62,520	75,000	78,120	93,720	
	C	52,080	62,520	83,280	100,560	104,160	125,040	
リハーサル室、練習室及び研修室使用料	区分	9時～22時(1時間又はその端数ごとに)						<p>1 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の2割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときには、25割に相当する額とする。</p> <p>2 2日以上継続して使用する場合においては、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。</p>
		平日			土曜日 日曜日 休日			
	リハーサル室	1,040円			1,250円			
	第1練習室	320円			380円			
	第2練習室	290円			350円			
	研修室	460円			550円			
器具使用料	照明器具			1時間又はその端数ごとに390円以下の範囲内で規則で定める額				<p>1 照明器具には、ゼラチンペーパーを含まない。</p> <p>2 ピアノ使用料には、調律料を含まない。</p>
	音響器具			1時間又はその端数ごとに780円以下の範囲内で規則で定める額				
	映写機			1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額				
	ピアノ			1時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額				
	舞台器具			1時間又はその端数ごとに1,560円以下の範囲内で規則で定める額				
設備使用料				1時間又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額				

	駐車場使用料	1台につき30分又はその端数ごとに80円以下の範囲内で規則で定める額				使用料は、自動車を出車させる際納入すること。ただし、市長が特に必要があるとき、自動車を入車させる際納入すること。					
漫画ミュージアム	陳列品の観覧料	1人1回につき2,000円以下の範囲内で規則で定める額									
		定期券	1年	4,000円以下の範囲内で規則で定める額							
	展示室使用料	区分	11時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		入場料等を徴収し、又は収益を伴う用途に使用する場合は、規定使用料の額の30割に相当する額とする。					
		企画展示室A	2,400円	420円							
		企画展示室B	2,520円	430円							
	企画展示室C	3,120円	540円								
器具使用料	音響器具	1時間又はその端数ごとに900円以下の範囲内で規則で定める額									
	映像器具	1時間又はその端数ごとに1,800円以下の範囲内で規則で定める額									
	その他の器具	1回ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額									
市民会館	ホール使用料	区分	9時～12時		13時～17時		18時～22時		<p>1 ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) Aは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。</p> <p>(2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。</p> <p>(3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超えるとき。</p> <p>2 仕込みのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 リハーサルのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の10割に相当する額とする。</p>		
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日			
		黒崎文化ホール	大ホール	A	円 21,000	円 25,200	円 33,600	円 40,320		円 42,000	円 50,400
				B	31,560	37,800	50,400	60,480		63,000	75,600
				C	42,000	50,400	67,200	80,640		84,000	100,800
		中ホール	A	A	7,920	9,480	12,720	15,240		15,840	18,960
				B	11,880	14,280	18,960	22,800		23,760	28,560
				C	15,840	18,960	25,320	30,360		31,680	38,040
		門司市民	大ホール	A	9,360	11,280	15,000	18,000		18,720	22,440

	会館		B	14,040	16,800	22,440	27,000	28,080	33,720	<p>4 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、Aの使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときには、25割に相当する額とする。</p> <p>5 大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときには、1時間又はその端数ごとに大ホール又は中ホールの使用料に900円を加算する。</p> <p>6 2日以上継続して使用する場合においては、期間中の利用しない規定時間区分の使用料は、Aの使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>7 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額</p> <p>(2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額</p> <p>(3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額</p>
			C	18,720	22,440	30,000	36,000	37,440	44,880	
		若松市民会館	大ホール	A	20,760	24,960	33,240	39,840	41,520	
	B			31,200	37,320	49,800	59,760	62,280	74,760	
	C			41,520	49,800	66,480	79,680	83,040	99,600	
	小ホール	A	5,880	7,080	9,360	11,280	11,760	14,160		
		B	8,880	10,560	14,160	16,920	17,640	21,120		
		C	11,760	14,160	18,840	22,560	23,520	28,200		
	戸畑市民会館	大ホール	A	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	
			B	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	
			C	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	
		中ホール	A	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	
			B	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	
			C	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	
	会議室等使用料	区分	9時～22時(1時間又はその端数ごとに)							
平日				土曜日 日曜日 休日						
黒崎文	リハ一サ	1,330円				1,590円			1 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただ	

化 ホ ー ル	ル室			し、市外居住者が使用するときは、25割に相当する額とする。 2 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときは、25割に相当する額とする。 3 2日以上継続して使用する場合においては、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。
	大練習室	960円	1,140円	
	中練習室	370円	440円	
	小練習室1	290円	350円	
	小練習室2・3	150円	180円	
	会議室1・2	160円	190円	
	会議室3・4	130円	160円	
	屋外イベントスペース	140円	180円	
若松市民会館	第1練習室	730円	880円	
	第2・3練習室	240円	300円	
戸畑市民会館	リハサル室	1,040円	1,250円	
	第1練習室	290円	350円	
	第2練習室	240円	300円	
大手町練習場	大練習室	1,450円	1,740円	
	中練習室1	800円	960円	
	中練習室2	560円	670円	
	小練習室1・2・4～6	290円	350円	
	小練習室3・7・8	240円	300円	

		会議室1	250円	300円			
		会議室2・3	160円	190円			
展示室使用料	区分	10時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)	<p>1 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る門司市民会館の展示室使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときは、25割に相当する額とする。</p> <p>2 入場料等を徴収する場合の門司市民会館の展示室使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときは、25割に相当する額とする。</p> <p>3 門司市民会館の展示室を2日以上継続して使用する場合においては、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>4 美術展示室のA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、美術関係に使用するとき。 (2) Bは、美術関係以外の目的のため使用するとき。 (3) Cは、入場料等を徴収し、又は収益を伴う用途に使用するとき。</p>		
		第1展示室	3,540円	660円			
	門司市民会館	第2展示室	1,740円	300円			
	若松市民会館	美術展示室	A	2,160円		360円	
			B	4,320円		840円	
			C	6,480円		1,200円	
	旧百三十銀行ギャラリー	美術展示室	A	3,600円		720円	
			B	7,200円		1,440円	
			C	10,800円		2,160円	
	楽器庫使用料	黒崎文化	楽器庫1	1月		5,040円	

	ホール	楽器庫2	1月	12,000円	
	若松市民会館	楽器庫1	1月	9,700円	
		楽器庫2	1月	8,800円	
		楽器庫3・4	1月	7,100円	
		戸畑市民会館	楽器庫	1月	10,800円
	大手町練習場	楽器庫1・2	1月	13,200円	
		楽器庫3～5	1月	4,800円	
器具使用料	照明器具		1時間又はその端数ごとに390円以下の範囲内で規則で定める額		1 照明器具には、ゼラチンペーパーを含まない。 2 ピアノ使用料には、調律料を含まない。
	音響器具		1時間又はその端数ごとに780円以下の範囲内で規則で定める額		
	映写機		1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額		
	ピアノ		1時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額		
	舞台器具		1時間又はその端数ごとに3,900円以下の範囲内で規則で定める額		
	録音・録画機器		1時間又はその端数ごとに4,800円以下の範囲内で規則で定める額		
	展示用パネル		1回ごとに120円以下の範囲内で規則で定める額		
設備使用料			1時間又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額		
駐車場使用料			黒崎文化ホール	駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額	

注

- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 冷暖房設備、照明設備その他の電気設備で市長が定めるものを使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。
- 特別の設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、市長が定める実費に相当する額を規定使用料に加算する。